

〔課題名〕 主要酪農国における乳価決定の仕組み

〔報告書No.〕 79

〔研究年度〕 平成7年度

〔研究者〕 鈴木 宣弘, 生源寺 眞一, 小林 康平, 鈴木 充夫

1. 目 的

本研究は、2000年におけるわが国の目標乳価試算に関する計量経済学的研究（報告書No.78）の姉妹編として海外主要酪農国の政策に精通する研究者に分担を依頼して取りまとめたものである。研究対象国は米国、イギリス、カナダ、オーストラリアである。

この課題を設定した背景にある問題意識は2点ある。第1は、わが国の飲用乳価形成のプロセスが、加工原料乳価政策的によって明示されているのに比較して複雑で理解困難であること。それを海外の事例をもとに、理解の示唆を得たいということにある。第2は、先進酪農国がガット・ウルグアイ・ラウンド協定の成立に呼応して自国の酪農政策を改めべく取り組んでいるのに対して、わが国では政策的取り組みが不十分であること。それがわが国の酪農に与える中長期的な影響と無縁ではないことに留意した課題となっている。

2. 方 法

各国の酪農および経済の個別性を重視して国別に重要な項目を選定して論述することを基本とした。最後に、全体をまとめるために、将来の世界全体の牛乳・乳製品需給を展望する代表的なモデルとして、OECDモデル、FAPRI（食料農業政策研究所）モデルをとりあげて検討することとした。

米国は、従来の酪農政策として1) 加工原料乳価支持政策, 2) 輸入数量制限政策, 3) 用途別乳価とプール乳価に関するマーケティング・オーダー制度の3つを柱としていた。しかし、UR合意以後は上記1), 2) は実施不可能となっており, 3) の政策を強化する方向を辿っている。そこで, 3) のマーケティング・オーダー制度を中心に用途別乳価決定の仕組みを明らかにすることとした。

イギリスでは、1933年以来続いてきたMilk marketing Boardが1994年にMilk Marqueとよばれる牛乳市場制度にかわった。供給独占的なMMBが1973年イギリスのEC加盟後、EC域内共通市場制度に関わって違法性が問題にされてきた事情が背景にある。本研究ではMilk Marqueの特徴、とくにその入札制度を中心に検討する。

カナダの酪農政策は、連邦、州、関係団体が連携してすすめている。重要な点は、国内的にはバター消費減少に伴う余剰処理、対外的にはUR協定および北米自由貿易協定にかかわる輸出補助金削減である。この2点に関連して全国生乳販売計画、政策の運営組織、加工原料乳・乳製品価格支持政策、WTO協定関連施策に言及する。

イギリスが1973年、ECに加盟したためにオーストラリアは安定的なイギリス向けの輸

出市場を失う。これに対応するための新たな政策として、これまでのKelin Planに代わる国内市場支持交付金制度（Domestic Market Support Payment）ならびに飲用向け生乳価格政策について検討する。

最後に、世界全体の牛乳・乳製品市場について展望するためにOECDならびにFAPRIのモデルに依拠した2000年の生乳および乳製品の生産量、価格について総合的に考察する。さらに、乳製品貿易量に言及し日本の乳製品貿易量予測に触れる。

3. 成 果

米国では、生乳の品質にさしたる差異がないにもかかわらず多くの国で飲用乳価格プレミアムが発生する理由を日米比較によって明らかにしている。日本の特徴は地域的な一元集荷・販売組織の形成にある。USDAは、飲用乳需要と生乳生産の季節的変動から生ずる価格変動を緩和するためにマーケティング・オーダーを整備している。マーケティング・オーダーが、クラスⅠ（飲用乳等）、Ⅱ（ソフト乳製品）、Ⅲ（ハード乳製品）の用途別価格決定に果たす役割について述べている。M-W価格ないしそれに代わるBFPが価格プレミアムを決める要因となっている。今後の乳価形成の見通しとして、予想されるマーケティング・オーダーの統合による酪農協の競争力強化が、飲用乳価の高水準維持を可能にするか否かは即断できない。

1994年設立したイギリスのミルク・マーク（MM）の評価をめぐって、乳業側とMMでは見解が異なる。乳業側は入札に際して過大な需要を見込んで生乳価格は引き上げられ、長期的にはイギリスの酪農を国際的に不利にするとみている。これに反してMMは、乳価上昇が需給バランスを反映した妥当なものと考えている。

カナダの酪農には飲用乳生産が州ごとに需給バランスが保たれて州間移動量が少ないこと、加工原料乳はケベック、オンタリオ州に集中しているという特徴がある。UR協定に従ってミニマム・アクセス履行、輸出補助金撤廃などの制度変更があるものの、他国のミニマム・アクセス導入、関税引き下げによって輸出増加が期待され、乳製品貿易でのマイナス影響は少ないとみられる。

オーストラリアではニューサウスウェールズ、ビクトリア2州で全生乳生産量の75%を占める。国内飲用乳と乳製品向けでは条件が異なり、飲用乳価は加工原料乳価の1.6~2.3倍になる。1986年以来実施してきた輸出振興政策としてのKelin Planは1995年にUR交渉をうけて廃止され、国内市場支持交付金制度が発足した。これにより加工原料乳生産に対して交付金を交付する。

4. キー・ワード

米国、イギリス、カナダ、オーストラリア、WTO、ウルグアイ・ラウンド、加工原料乳価、飲用乳価、OECDのMTMモデル、米国のFAPRIモデル